

別添6

国立公園事業執行認可申請書（案）

伊勢志摩国立公園内において横山園地事業を執行したいので、自然公園法第10条第3項の規定に基づき、次のとおり申請します。

年

月 日

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所

環境大臣 殿

公園施設の 種類	横山園地	
公園施設の 位置	三重県志摩市阿児町鷺方（横山集団施設地区）	
公園施設の 規模・構造	別紙のとおり	
公園施設の 管理又は経営 の方法	経営方法	直営 委託（受託者 ）
	料金徴収	有（標準的な額 ） 無
	供用期間	通年 季節（供用期間 ）
公園施設の 供用開始の 予定年月日	年 月 日	
工事施行の 予定期間	年 月 日 着工 年 月 日 完了	
備 考		

(備考)

1. 添付書類（ただし、協議にあつては(1)、(2)、(6)から(10)及び(13)を除く。）
 - (1) 個人にあつては、住民票の写し
 - (2) 法人にあつては、登記事項証明書
 - (3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図
 - (4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図及び天然色写真
 - (5) 公園施設の規模及び構造を明らかにした縮尺 1:1,000 以上の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺 1:1,000 以上の配置図
 - (6) 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約
 - (7) 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設等を適切に管理又は経営することができることを証する書類
 - (8) 法人にあつては、直前三年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（設立後三年を経過していない法人にあつては、設立後の各事業年度に係るもの）
 - (9) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - (10) 事業資金を調達することができることを証する書類
 - (11) 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺 1:1,000 以上の図面
 - (12) 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
 - (13) 国立公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
 - (14) 国立公園事業の執行に関し土地収用法の規定により土地又は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書
2. 注意
 - (1) 「公園施設の種類」欄には、○○線道路（車道）、○○宿舍等の国立公園事業の名称及び種類を記載すること。
 - (2) 「公園施設の位置」欄には、都道府県、郡、区、市町村、大字、字、小字、地番（地先）を記載すること。ただし、道路にあつては起終点の位置を記載すること。
 - (3) 「公園施設の規模・構造」欄については、以下の事項に留意し、別に定める記載事項を参照の上記載すること。
 - ア 添付書類と照合できるよう詳細かつ明確に記載すること。
 - イ 施設が複数にわたる場合は、個々の施設ごとの規模を記載すること。
 - (4) 「公園施設の管理又は経営方法」の各欄には以下の事項を記載すること。
 - ア 直営又は委託の別。委託する場合にあつては受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名。
 - イ 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあつては標準的な額。
 - ウ 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあつてはその供用期間。
 - (5) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。
 - ア 公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
 - イ 当該事業の執行（工事の施行を含む。）が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合には、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
 - ウ 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は通称
 - (6) 添付書類のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び客室等の用途を記載すること。
 - (7) 不要の文字は、抹消すること。
 - (8) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること